

(3) 保育・教育環境の整備、就労支援の充実

現状・課題

障害のある子どもについては、健やかな発達を促し、また、より充実した人生を実現していくことが必要とされていることから、保育・教育の面での充実と、仕事を持つことによる経済面での自立、そして地域社会と相互に交流を持つことは、極めて重要な意義を持ちます。本町では、保育所において障害児保育を実施しているとともに、小・中学校では、特別支援学級を設けて障害のある児童・生徒へのきめ細かな指導に努めており、障害のある子どもと親が希望する進路を実現できるように支援しており、子ども達一人ひとりの多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を継続して提供していくことが必要です。教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を推進し、共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対し、その時点で最も的確に応える支援を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められます。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある方が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上でも極めて大きな意義があります。本町では、雇用の拡大に向けて、関係機関等と協力・連携して取り組んでいますが、引き続き、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、働く意欲を持つ障害のある人への支援や事業主への理解を深めていく必要があります。

基本的な施策

① 保育・教育環境の整備

施策名	取 組 方 針
障害児保育の充実	◇保健所や、こども家庭センター等の関連機関との連携を強化し、早い段階から必要な保育・支援が受けられるような体制を整備します。 ◇居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスの、日中の支援が必要な障害のある子どもを対象としたサービスの充実に努めます。
就学・進路指導の充実	◇一人ひとりの生徒の能力と意向に応じた適切な進路を確保するために、関連機関との連携を図りながら進路指導の充実を図ります。 ◇特別支援学校在学の児童の進路先の情報収集と関係機関と連携し、一人ひとりにあった進路につながるよう支援していきます。

施策名	取 組 方 針
受入体制の充実	◇障害のある子どもを受け入れるために、必要に応じて保育所の施設、設備等保育環境の改善を図ります。 ◇保育士の加配職員の配置等により、障害のある子どもの受入体制の充実に努めます。 ◇様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた個別支援計画に基づき、保育を進めます。 ◇保育所で受け入れた障害のある子どものために、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関との連携に努めます。 ◇相談支援事業所と連携し、まずは見学等を促します。 ◇保護者への障害福祉サービスの理解と利用のための協力を求めます。
障害のある子どもに対する理解の促進	◇障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの障害の状況を正しく把握し、適切な教育・支援が行えるよう、保育士、教職員等の障害のある子どもに対する保育・教育指導研修の充実に努めます。 ◇今後も継続して情報共有と研修会参加をしていきます。

② 就労・雇用の促進

施策名	取 組 方 針
雇用の拡大	◇障害のある人の自立機会の拡充を目指して、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、町内民間企業等に対し、障害のある人の雇用の拡大を促します。 ◇既存の企業へのアプローチを強化します。
就労の場の整備	◇一般就労が困難な障害のある人については、自立に必要な指導を受けて社会参加ができるよう、福祉的就労の場の整備を図るとともに、広域的連携のもと、関連施設の利用促進に努めます。 ◇中核地域生活支援センターや香取就業センターなどの複数の相談対応を求め、障害者の社会参加を推進します。
作業所・事務所等の紹介	◇障害のある人本人のニーズを踏まえ、県の障害者就業支援キャリアセンター、障害者就業・生活支援センター等と連携して、本人の能力・生活環境・生活設計に適した職場が得られるよう支援に努めます。 ◇企業や個人事業主へのアプローチを強化します。
職親制度の利用促進	◇知的障害者の自立更生を図るため、生活指導及び技能習得等の訓練を職親のもとで一定期間行う、職親制度への登録と利用を促進します。 ◇農業の担い手としても視野に入れ、職親制度の推進に取り組みます。

③ 就労支援及び多様な就業機会の確保

施策名	取 組 方 針
企業等への啓発・広報	◇毎年9月に実施されている「障害者雇用促進月間」等を中心に、町内の事業者への障害者雇用への理解と積極的な協力を要請します。
民間企業における雇用拡大の促進	◇障害のある人の法定雇用率未達成の事業所に対し、指導を行うとともに、関係機関と連携しつつ、民間企業における雇用を促進します。
公共機関での雇用の促進	◇本町をはじめとして、公共機関等が率先して障害のある人の就労可能な分野への障害者雇用を積極的に推進します。
紹介、相談体制の充実	◇ハローワーク等の関係機関と連携し、障害のある人への職業紹介や相談、職場定着の支援、事業主へ障害のある人の求職情報を提供する等、就業の促進を図ります。

(4) 生活環境の整備

現状・課題

障害のある人が、住み慣れた地域で生活していくためには、各種の障害福祉サービスの充実と併せ、外出しやすい環境づくりや住まいの確保、防災・防犯等への対策といった生活環境基盤の整備を図る必要があります。

本町では、福祉タクシーの助成、循環バスの充実、移送サービスの検討等により移動手段の充実に取り組んでいるほか、公共施設の改築に合わせたバリアフリー化の実施など、外出しやすい環境づくりを進めていますが、アンケート調査によると、外出するときに困ることについては、「公共交通機関が少ない」が最も多く、続いて「道路や駅に階段の段差が多い」「困ったときにどうすればいいのか心配」などの順となっています。公共交通機関の充実は、障害の有無にかかわらず本町の課題の１つといえますが、障害のある人が積極的に外出し、社会参加の促進を図るためには、障害のある人が利用しやすい交通手段や施設・設備の整備、困った際のコミュニケーション手段等の充実など、障害者の視点に立った外出環境の整備を進めていくことが求められます。

また、居住環境の整備については、公営住宅の整備を計画しておらず、民間の協力を得ながら障害者の住まいの確保を進めていく必要があります。

さらに、近年では身近なところで大規模災害が頻発しているところであり、非常時における防災対策や避難誘導體制の整備も重要な課題となっています。障害のある人や高齢者等の災害時要援護者に対して、地域ぐるみで体制整備に取り組んでいく必要があります。

基本的な施策

① 移動手段の整備

施策名	取 組 方 針
福祉タクシーの助成	◇在宅生活をしている障害のある人の社会的活動範囲を広げるとともに、社会参加を支援するため、タクシー料金の一部を助成します。
循環バスの充実	◇現在運行している町循環バスについて、障害のある人及び高齢者に配慮した運行方法を検討し、より利用しやすい体制づくりに努めます。
移送サービスの検討	◇障害のある人で歩行困難な方のうち、比較的症状が安定している人について、町内及び近隣市町村の病院への送迎介助等のサービスを検討します。

② 居住環境の整備

施策名	取 組 方 針
住みよい居住環境づくりの推進	◇新たな民間による住宅整備等に際しては、住みよい居住環境を確保するため、開発にあたっての適切な指導・誘導に努めます。 ◇既存住宅地等については、環境改善の促進や緑化の推進に努めます。

③ バリアフリー化の推進

施策名	取 組 方 針
公共施設等の改良・整備	◇障害のある人や高齢者等が安心して利用できるように、公共施設をはじめ各種施設の改良・整備に努めます。
道路環境整備の推進	◇主要道路については、車いすでのすれ違いができ、安全で快適に利用できる幅の広い歩道の整備等、だれもが利用しやすいまちづくりに努めます。

④ 防災・防犯対策の充実

施策名	取 組 方 針
避難のための情報伝達	◇障害のある人が安全かつ円滑な避難ができるよう、避難指示の発令に先だって高齢者等避難開始を発令し、避難行動に時間を要する人達に早めの避難を促すとともに、確実な避難情報伝達への配慮に努めます。
防災・避難体制の整備	◇災害時に障害のある人への的確な災害情報を提供するとともに、避難誘導体制の確立を図る等、防災体制の充実を図ります。 ◇災害時に障害のある人が、支障なく援助や適切な対応が得られるよう「災害時避難行動要支援者名簿」への登録申請を促します。 ◇神崎町防災計画に基づく障害のある人への災害時の対応について、福祉避難所への移送も含めて、避難所体制の確立を防災担当課と進めるとともに、普及啓発活動にも努めます。
救急・救命体制の充実	◇障害のある人や寝たきりの高齢者、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等の災害弱者の増加に対応し、身近な人たちが助け合える自主防災組織への積極的な参加、関係機関団体等との連携を強化し、緊急時の対応体制の充実に努めます。
防犯対策の充実・強化	◇安全で住みよいまちづくりを進めるために、チラシの配布、地域での「声かけ運動」等とともに、緊急連絡網、障害のある人の状況に応じた周知方法の考案等、犯罪被害を防止する活動を促進し、防犯体制の充実・強化を図ります。 ◇障害のある人が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、街路灯や防犯カメラの施設整備の充実に努めます。

(5) 障害への理解・社会参加の促進

現状・課題

障害のある人が安心して生活できる社会を実現するためには、障害のある人もない人も共に地域の中で暮らし、互いの人格と個性が尊重されるまちづくりを推進することが大切です。本町においては、アンケート調査の結果にも表れているように、ここ３年で障害のある人への誤解や偏見による差別、合理的配慮に欠けるとされる対応は改善されてきました。しかし、依然として障害を理由とした差別や偏見等を受けたという回答もみられました。正しい理解に基づく配慮があつてこそ、各種施策の効果が十分に発揮され、障害のある人の地域での自立が実現することから、効果的な啓発・広報活動について、関係機関・団体等の協力を得ながら再度検討し、地域の人々の理解・啓発に努めとともに、障害のある人となない人が交流する機会の創出などにより、思いやりと支え合いによる地域社会づくりを進めていく必要があります。

また、障害や障害のある人に対する町民の理解を促進するためには、幼少期からの意識づくりが重要であり、障害のある人と障害のない人が互いに豊かな人間性を育てていくために、保育・教育における福祉教育の場の提供など、児童生徒同士の交流教育を推進していくことが求められます。

さらに、障害のある人の地域移行を推進するためには、障害者が身近な地域や広域的な枠組みの社会に「参加」する場面や機会をできるだけ確保していくことが重要です。このため、社会参加を希望する方が障害の有無を問わず、等しくその機会を享受できる地域づくりを目指し、本町や千葉県や千葉県障がい者スポーツ協会主催のイベントを通じた社会への積極的な関わりの機会、文化芸術活動・スポーツ等の自己表現や生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでもだれでも参加できる環境整備を進めていくことが重要です。

基本的な施策

① 福祉教育・交流活動の推進

施策名	取 組 方 針
広報活動の充実	◇「すべての人にやさしい 思いやりとふれあいのまち 神崎」を目指した啓発、障害者関連情報を充実させます。 ◇共生社会の理念や障害に対する正しい認識の普及を図るため、関係機関との連携による啓発活動を推進しつつ、広報紙・ホームページ等を活用し、町民の理解の推進を図ります。
交流機会の拡充	◇文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を通じて、障害のある人となない人が交流する機会の拡充を図り、障害及び障害のある人に対する理解の促進に努めます。

施策名	取 組 方 針
福祉教育の推進	◇障害のある子どもと障害のない子どもが幼少時から共に学べる教育環境の整備や、小・中学校と特別支援学校との交流教育の推進等により、障害のある人に対する理解を育みます。
当事者活動の育成支援	◇障害のある人同士が共に悩みを相談したり、様々な活動に積極的に取り組んだりすることができるよう、当事者団体及び家族会、自助グループ等の育成支援に努めます。

② 生涯学習・スポーツ活動の充実

施策名	取 組 方 針
生涯学習機会の充実	◇障害の有無にかかわらず町民の学習ニーズの把握に努め、障害の各期に応じた教室・講座の開設等、工夫を凝らして学習機会の拡充に努めます。 ◇教育委員会社会教育事業への協力を促し、障害者でも参加できる教養講座などを企画します。
スポーツ・イベント交流事業の促進	◇障害者スポーツ活動を支援・充実し、千葉県や千葉県障がい者スポーツ協会主催で行われている広域的な交流大会への参加を促進します。 ◇各種イベントについては、子どもから高齢者までだれもが楽しめるように、企画の段階から障害のある人の参加を促進します。また、障害者用駐車場の整備等、障害のある人に配慮した会場づくりに努め、だれもが一緒に楽しめるものとしします。 ◇千葉県や千葉県障がい者スポーツ協会主催のスポーツ大会への積極的参加を推進します。
障害者スポーツ団体等の育成支援	◇障害者スポーツ指導者の養成を行い、障害者スポーツの推進を図ります。 ◇参加者の拡大を図るため、障害者関係団体やボランティア等との連携を強化し、競技種目・内容や実施方法の充実を図るとともに、広報紙やホームページによるPRに努めます。
参加しやすい環境整備	◇障害のある人が町の各種行事、スポーツ・レクリエーション等に参加しやすいように、ボランティアの確保やバリアフリーの環境整備に努めます。

③ 地域活動等への参加促進

施策名	取 組 方 針
審議会・委員会への参画	◇町政に関わる情報提供を充実させるとともに、審議会・委員会への障害のある人の参画を求め、障害のある人の意見も反映できるよう努めます。
地域コミュニティ活動への参加促進	◇各区会、ボランティア活動、祭礼等の地域行事等、地域コミュニティ活動へ障害のある人の参加を促進します。